



2024年6月27日

各 位

会 社 名 プ レ ミ ア グ ル ー プ 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長グループ CEO 兼 COO 柴田 洋一

(コード番号: 7199 東証プライム市場)

問合せ先 取締役常務執行役員グループ CFO 金澤 友洋

(TEL. 03-5114-5708)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年7月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 75,000 株
(3) 処 分 價 額	1株につき 2,181 円
(4) 処 分 総 額	163,575,000 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 20,250 株 当社の取締役を兼任しない委任型執行役員 7名 22,500 株 当社子会社の取締役 3名 2,250 株 当社の従業員 5名 30,000 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月26日開催の第4期定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給すること等についてご承認をいただいております。

また、2020年6月29日開催の第5期定時株主総会において、対象取締役について、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度に基づき付与される譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、「金銭報酬債権の払込期日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位をも退任する時点の直後の時点までの期間」に改定することにつき、ご承認をいただいております。



加えて、2021年6月29日開催の第6期定時株主総会において、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の報酬枠を年額50百万円以内に改定すること等についてご承認をいただいております（なお、当該改定につきましては、本制度に基づき、当該承認の後に付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、当該承認の時点で既に付与済みの譲渡制限付株式に関しては譲渡制限期間の変更はございません。）。

さらに、2022年6月29日開催の第7期定時株主総会において、同報酬枠を年額200百万円以内に改定すること等についてご承認をいただいております。また、当社は指名報酬委員会への諮問を経たうえで、2022年6月29日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に加え、当社の取締役を兼任しない委任型執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）にも、本制度を適用し、譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

加えて、2023年6月28日開催の取締役会において、対象取締役及び対象執行役員に加え、当社の子会社取締役（以下「対象子会社取締役」とい）、対象取締役及び対象執行役員とあわせて「対象取締役等」と総称します。）にも譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

また、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためにインセンティブの付与、並びに株価変動のメリットとリスクを当社の株主の皆様と共有することにより経営参画意識を高めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」とい）、対象取締役等とあわせて「割当対象者」と総称します。）に対し、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度の導入を決議しました

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、普通株式の発行又は処分にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、割当対象者に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対しては44,165,250円、対象執行役員に対しては49,072,500円、対象子会社取締役に対しては4,907,250円、対象従業員に対しては65,430,000円の金銭報酬債権合計163,575,000円（以下「本金錢報酬債権」といいます。）を付与し、本金錢報酬債権を現物出資することにより、本自己株式処分により、対象取締役に対しては20,250株、対象執行役員に対しては22,500株、対象子会社取締役に対しては2,250株、対象従業員に対しては30,000株の普通株式合計75,000株を付与することといたしました。



本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 18 名が当社に対する本金錢報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について自己株式の処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等については、2024年 7月26日（本金錢報酬債権の払込期日）から対象取締役が当社及び当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人（非正規雇用の使用人を含む。）、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任する時点の直後の時点までの期間（以下、譲渡制限期間中に対象取締役等が在任又は在職しているこれらの地位を「本役務提供に係る地位」といいます。）、対象従業員については、2024年 7月26日（本金錢報酬債権の払込期日）から2029年 7月25日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡等をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役については払込期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間、対象執行役員については払込期日からその後最初に到来する任期満了日までの期間、対象子会社取締役については現在の任期がすべて満了した時点までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、対象従業員については本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人（非正規雇用の使用人を含む。）、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの本役務提供に係る地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中及び本譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了、死亡又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、本役務提供に係る地位を任期満了又は死亡その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

対象従業員が、死亡により退任又は退職した場合は、取締役会が別途決定した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、退任又は退職した直後時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

対象取締役等については、①で定める当該退任又は退職の直後の時点において保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

対象従業員については、①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を本譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。



(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間中に、割当対象者について、(i)禁錮以上の刑に処せられた場合、(ii)破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつた場合、(iii)差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、(iv)正当な理由なく、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職し、譲渡制限付株式報酬制度の受給資格を喪失した場合、(v)法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合には、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。加えて、当社は、譲渡制限期間中に、(i)当社の事前の承諾なく対象取締役等が当社グループの事業と競業する業務に従事した場合、(ii)対象取締役等について、当社の報酬制度が改定され、対象取締役等の基本年収が減少した結果、本割当株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合、(iii)その他本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合には、当社から対象取締役等への書面通知により、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

対象取締役等については、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

対象従業員については、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。



4. 払込又は処分金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 10 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであります。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024 年 6 月 26 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 2,181 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上